

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 31 日から 36 年 1 月 5 日まで

私はA市B区にあったC社で、材木を市場にかける仕事をしていた。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間においてC社で厚生年金保険の被保険者期間が確認できる複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、当時の会計担当者は、C社では、現場採用の作業員は厚生年金保険への加入手続はすぐには取らなかったと思うと供述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 42 年 7 月 16 日まで

A社を退社した時は、退社の翌年の昭和 39 年に、厚生年金保険制度から脱退し、手当金約 9,000 円を受領した記憶があるが、B社を退社したのは出産のためであり、出産後も子育てのため家に居た。退社の際、厚生年金保険制度から脱退した記憶も無いし脱退手当金を受け取ったことも無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、申立期間以前に脱退手当金を受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされている上、オンライン記録上の脱退手当金は、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の厚生年金保険の記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 28 日から 35 年 10 月 21 日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時、給与から 1,000 円程度の社会保険料が控除されていたことを覚えている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB市C区D町にあったA社に勤務し、プラスチック容器を製造していたが、同社は、退職後に倒産したと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立期間当時、B市C区D町にあったA社は、昭和39年2月にE県F郡G町に移転し、現存している。

また、A社に照会したところ、「当社は、創業時から石油の精製を行っており、プラスチック容器は製造していない。また、当時の資料を確認したが申立人の名前は確認できなかった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している事業主は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の事業主と名前が異なる上、当該名簿には、申立人が記憶している事業主、上司及び同僚の名前が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 30 年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 2 月 15 日から同年 4 月 15 日まで

申立期間①について、昭和 27 年 4 月に A 社に入社した。初任給 5,000 円のうち、食事代 2,500 円、保険料 500 円を控除され、手取りで 2,000 円支給されていた。出金伝票は B 製で、期末に再使用できる封筒でもらっていた。記録では 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格取得となっているが、27 年 4 月に同社に入社しているため、厚生年金保険の記録を訂正し、被保険者期間であったことにしてほしい。

申立期間②について、後輩の C 氏、D 氏の両名が、高校を卒業後、A 社に昭和 33 年 3 月 20 日くらいに入社し、私は後輩指導のため、34 年 4 月 15 日まで勤務した。記録では同年 2 月 15 日までの被保険者期間となっており、2 か月の違いがある。厚生年金保険の記録を訂正し、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の複数の同僚の供述及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が、当該期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人よりも先に A 社に入社した同僚についても、厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 30 年 7 月 1 日となっている。

さらに、当時の事業主は死亡している上、当時の同僚は、「厚生年金保険の新規適用日前から、厚生年金保険料が控除されることは無かったと思う。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、当該期間において、A 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、「A 社には住み込みで勤務しており、E 市に転居

してからも10日くらいは同社に通勤した。」と供述しているところ、申立人の改製原附票によると、E市への転居は昭和34年2月18日であることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日とほぼ一致している。

また、当時の事業主は死亡している上、当時の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがうことができる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 2 日から 46 年 2 月 3 日まで
② 昭和 47 年 6 月 5 日から同年 7 月 4 日まで
③ 昭和 47 年 9 月 26 日から同年 12 月 25 日まで

昭和 45 年 3 月に高校を卒業し、A 社（現在は、B 社）に就職した。入社した日は、暖かい日で桜が咲いていたので、4 月頃だと記憶しているが、同社における厚生年金保険の資格取得日が 46 年 2 月 3 日となっており、申立期間①が被保険者期間となっていない。C 社（現在は、D 社）には、ねんきん定期便の加入記録よりもう少し長く、47 年 6 月 5 日から同年 12 月 25 日までの期間勤務していたが、申立期間②及び③が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人とほぼ同日に A 社で厚生年金保険被保険者資格取得日がある同僚は、「申立人より 1 年くらい前から働いていた。」と供述しているところ、申立人も、「その同僚は、先輩で自分が入社した時は、既に勤務していた。」と述べていることから、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B 社は、当時の資料が保存されていないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間も継続して C 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当該期間に C 社において厚生年金保険の加入記録がある同僚から、申立人が当該期間において勤務していたとする供述を得ることができない。

また、D 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通

知書」により確認できる申立人のC社における資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、同喪失確認通知書において、証返のゴム印が押されており、昭和47年10月20日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、D社は、当時の事業主も亡くなっている上、当時の資料も上記の資料以外は保存されていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。